古今著聞集　十二　（元禄三年版）

椙山女学園大学デジタルライブラリー

椙山女学園大学図書館

古今著聞集 九

竹笠 小十前村ノサン

殿原 三ヲ

山ぶし 三十三ウ

共同研究

林泉文庫藏書之印

古今著聞集巻第十二

指爪　第二十八

天武天皇十四年天皇病大安殿喚召不有指爪事ヲ　そのゝち牆をいまゝ　ひろげなを
愚章ヲ名ヶ　ものうく　ものう　禁をとゞめ　平ヲ　そ　ヲ
行文ハ　ひろ　指ゐる　代　ヒ　の　双六の　ものう　ヲ
ヲ　ヲ　ヲ　

そう寛遊楊く法そう智代みとかれの務員様ゆ
うりをかとそ同じ時碁勝法師はのおて囲碁を伝う
て銀の生涯うらおりてそう生涯れ四月ふつひく死
きるとうれ宿よへうたうとなんいひうな
永平七年四月十日在矢右衛門の食上中勝に文れそう
同しうりをうに中勝にと右大臣し囲碁れとみけ
ひ碁白い後ふてそみをるひうしかれれとれの後
ふも銭物ふいでうるに そ近代うはそうひてそ
伝りをを
久安元年刑見武月ふとふうれうを法宇治右衛門尉

ふ中しゆうを系れうくもすくおうしりうれうそ物れ
うて盃部の後囲碁みうをり指六中弁物後物下れお弁
所後文が物云後所後れふ二双ううゆうりをうひうし
ふ法そううを法弁が物云ううゆうを中い例うう
ふうねれ時代ふうりて立しきをううそうを会人よ
てそうをうひ中後くくしふてそ法りふがし
ふりをうう
花山院右の中ごれうれ侍れ七年といふりをぬく
ふをうしふる物ごも病る右ふびゆくしく行をうれ
そそ割しうれ大用びを中にいをまりれ指勧右一

人をうらくうらみあけまべき人数ホりわくうてごろうそう
大病に空腹ての赤の報仕と書ホてよくいにホる
へくもへくり或板うめ書く合宿をてうきゆ大畏
ホつぐて祝というべして板と出ぐ祝とひうきう
うく書ホやしみくうホ板とひうれ大板ホもホき
ぐ只男れ板の今文ひうれく祝といねうとホ
いひうれどいうれも書ぐホとれホべしうくうホて
ねれぐうホ男れ宮板宮ハ板ホもも色今文男れ板の
うれもいふハ山板赤の毎ホうれも老うも
七年とホくく毎日ホうてうホとゆうホあそび

あひうれ板ホうホ中ホうホのぐうう一文書後ぐれもホ祝べ
ホう人数ホつうホう中色天ううそのゆくホうねうホれば
ひ中ホあのとううホうてハ文ホなうう只ホて祝り
うてホう奥うホあハ板ホ男れううホくてそこぐく文
ハ板毎ホの中ホホひううてけ板ぐホひつぐれべそ
ホうねまうて天中ホそぐうやホうよとうホ男れ祝
うてホうホくてハうホうよ人ホ文ホうんとホりホさと
ホれぐれハひて書ホホそその板ハもううしむその
いくきの板よう板中うう人よ文うホうひハうひう
ホもホうううホもう中うよううハにもうしうホり

ぬしの形を作りて人に見せんとのたまひければ
あるがよにをるこそ女はあるべけれ作りて人に相
見せんとは後の世にあるべきものこまかに相
見るこそあるべきなれ作りてこそ
なかくはのはぎしいつぐ歌ゆゑしるしとはいつぐ
今あをんとまてやいふる花よ春ゆかれば
ぎつ川をくりもろ歌ゆゑ人の後あ百人ありてぞり
男のもとへりてあくいふ花人の十廿要おくこそ
ゆゑしのふの相おくうんとんゆゑ事はあるのるし
家あるゆゑ文作り作しに大ゆゑねるまれば
ふるゆくうちのくこもせんあるやいつぐ男あるがて
うれしく見くこそ作しこおぞてひ後ゆこそふひさ
ひく面へ作く事ね例のすまれぐあ川まりてのく
ゆる作ふまぎりぬ人ゆふふゆゆゆゆゆ
いまぎこねるすへ物々ゆんこけ九家くよをあるして
ふゆこるゆるをれぐさいの見れ物まけもるぐ書
ふゆぐ見人ふゆゆゆんとゆくゆゆへの者ふこゆを
いつぐけゆをこゆりこる事ふ見独まゆを作いぐう
つまに賢人ぐてかてあるひく作をるにいてして
かくこあぐいつぐこゆこれと今日ゆゆゆゆゆ

とあるこゝ山賤まりに音ゝれバあまてゝあべり
出さんとゝ長さゝ一度かゝりあく行ゝれりゝ
ゝゝゝゝ行ゝ先ゝゝくゝゝ行ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ一度
かゝぬあいまゝゝ一度もゝりゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

物よりとりくるとて第二日の名をくうせて来りて
とん起請文一紙と書て侍の程ふとりてぐりと起請
文小書仕るる後ずぐく指行仕べく候まゝ
仕こぬ事あれば法花の中仕りて仏度捨てひすす
仕りれ自今以後りーえかれの事仕べ申
おりこと分と申べーゆと書てとりてかり侍まゝ
くこいかもとりねこにいひくこいか成ぞともきかり
事とてく書あり申へりて毎こ今二十貫をとり
とび申よりこせんくまうけ申併申ぐ恵申れば
とびく皆とりとびそれ大系既よりひけて銭

年ひくぐくあびて年法あるの志われども一百九紙
料のこくりへ所ーそれこひとづこひつくこび二十貫
の銭とおく紙料ゆく金仏中て法生こびうん
ゆこりふくとり法の志りすべりこびいこひ法うん金ハ
時くハ年りてこうまりこ夜こりもりこりこ
年こりこりひのへりーゆいつで書ゆこ自あくこハ
とりりのひこる法よひゆこりつのこり法べた法よこび
ゆこりこる人法年わづこあゆこりれりさるくこと法
てぐれべ法くれ紙ゆとびくゆ貫の銭とえ十
貫りこて法年所ういこりねわこ小ゆ小ゆりて云

ゆう元十典の残をまるんあと一月ふ十ゑ日分あよ
あ斗宗てその程一日よこてこびの浄料とこひ様よ
てきくこうの人さて用途つきまんのうハそ〻ん毎を
いつ〻あのわ〻ゝよ〻ゝと元ひくまうけてがう
うて商賣ものふ不ゑれいあせ〻ゝく西色屋ゑ
ふゆこうんいいたつ〻それいんふまうせのゝといく
べ様くあのよつふのぼりて下ゝんさげて世の人れさを
ざゝ〻ほうあ様んて世るれ元常とさゝゝて念仏
して上ゑ百をとゝじゝう今十典様おくゑ七条
町ふりくゝ元ゑすて下ゑ百をとゝじゝう玄様よ

念仏の功つゝりて運んゝ様ゆうりるれゝ〻ゝ地の者
大毎うゝみくゝうハ義ゑ〻ゝもんゝうをうにや西く
ふ西侍して〻ゑの浄料とゝはるれさゝせんくゝとゆう
そひ結縁しをれゝ様けゝうつ感あふの十典様
もあうゝ〻ゝもいゝゝ〻あのわ〻ゝれ西落ふゆよをう
ゆて往生の様ちくゆよをれゝ〻義て〻様を知
て仁和寺れ毒ゝあふり西ゝくいとあひるゆも
ゆして念仏よ住ゝく言ゑ念仏ゆて〻ゝ端
生合業して極りゆうり善知識大慶因縁な
ゑゝゝ〻あいゆゝし様善知識ゝゆこれも西弥陀

如来の御方後ろや
後名羽黒山開祖日出の天王と云ふ
天皇の冠者とゝりのきをり伴の侍小山ゆう
そう人小家に作りて住ろう所あれ又そこら成
うゆくゝを用ふ無ら家ろうと後の用れ拾と云ふく
ゆくゝあてう成ら所よてぬうていそひくわさ
うりをり山のをそれ八百れ家と作りて神毎と云ふ
て八七女以下うぐら所とゝ所ど成をゝうをりを天
皇冠を八尾とうけつと水をとゝ小ふ中ゆゝえけ
き八尚玉藏陳より人のあつまりきゝふ

事おびゝゝ一ゆうとゝりうの冠者のうをり
ぞめれ水干にゆつ毛のひうだきをゝ紀て
ちげゝうれうにのやれひて竹籠とゝゝう
ゆり月毛の馬のちいさゝるのりて毎ゆ
山の上の家ゆりゝうとけ徒を八百ゆりや
れ者れ敵をたゝさゝをとゝう人てゝやゝけ
徒八馬やうゝ行りゝうゝてうりやれ板後
のゝふのゝつゝてゝ面くゝ兎ゝりれゝうて
ゝをふ巳月成ゝ行ゝ一ゝ利海ゆり
の人名拾ゝゝあつまれう中に或八目

たいしうもわり、或ハこしゆるしもしたりけ
天竺冠ちゃうしたりとあるへてこれをいるもしかし
いのまハ冠ちゃう馬ちりかりてさめくの院宣
てこれかりのとバ宣しふるるとこれまハ
るもちまちなとりけりと月たいしうたとは
うでるこしけまいみのうしいしりまち
につけてまいくさりひ鬱るの計ひ衣裳
とねさたかと指さるこわ資賊ってとこうるる
投げの事鬼ってりこりり冠ちゃう自我ハ親まのりと
称ってりこりとて顔と教ってとて行ってりこ

ゆと院ゆ宣されうくめとこまをり神泉苑ゆ御幸
成て件の冠ちゃうをめしとへて池の中の水の面
をびゝ水の面ちゃうるに池面をべとて池ゆを
られうりをるにわつくを後ゆ立てるく来て山の
峯ゆりうりまでにあるとそなりるめのせられ
うるに一ちゃうもせざりをり大力ゆ人ゆとて冠
の神を強人とお撲とどこせられうるに強人をて
池の面へ七八尺手をげすてうるをれどあふかれ
てうにありをるゆ大ひをめゆくいをせまをり
うくせめゝきてのち獄定をられうるこそ八男

りゝ仔子ゆの者なりゝ者りるれのふるどくちりて
打ちうをてをどくまけ將奕打八十よ人同じて法
ゆ分めて天竺冠ちゐめく義なりるゝ紙人な
ゝ紙八人ゆといをせてりてりを所ゐなまりよ
おとすどて永ゝゆつくめ法員ふあいよりゝ
猿会の將棋ちゑ將房外下のまゝめて双六の猫負
ゝりゝ命冬河房伝法七命ゆどゝゝりに無相ゐ
してひゝ員ゝちゝんりめ永べしをゝ宝ゝどりゝ妻
ふ伝法七命をゝて筒とゝどしりてわゝゝれば三
とおゝりゝ沢ふ冬河房すみゝ個一とおゝりゝ

人 月紙ゆどゝりゝくびゝゝハ伊紙ゝりゝ元冬河房剣
相ゝりつをのゝゝりあつゝに水命すみくゝくゝくく
筒をゝりく個一とおりをゝりを九ゆのゝをどゝり
あゝにとて水命ゝとりてどゝり
延ゝゆ年十二月ゆ月法深房九ゆを氏彫房ゆ
いゆ將ゆゝゝんくゆゝり圍碁をおゝる殺ふ法深房の
方の石月一つゝりてゝゝりゝゝ紙をゝりゝんゝたゝあく
ゝゝ法ゆりどをいゝれゝりゝ彫ゝ房ゝ石月ハ石ゝてゝゝりを
とゝゝゝ又月つゝ法どゝゝゆゆ一をどゝをせあゆゝ石ゝを
あげくりつゝゝ方ゝゆくいてゝりゝどゝんゝと法深房

が云それをさ法華経とされたれかあるこれ以ておそ法華
ふ志のさうんぞれバまのさうる歌とをて揚べ一・めこうれ
石波句まれハ同一のうへのこうつぐさと西ぐそれぐ
彩ゝ房ゝあるこうれさ法華ゆくゆへれそれとあのそて
同一のゆいく西ぐさとせあてくへこいそれあたるすこと
あぐひよはゝそひくこあるさぐこれようて無色と空
めてあゝぐひよ如にくり為世園碁のようたふこれ
いくせきを法華経伝授ふこひこりをれバあこう
ふをせう一つとへこれるるあり法深房に好りくと空
めゝ次よ林こん伝教よこあよ又法深房の好くあ

さぐむ次よ教仏ふこうこうすれ判よ云同一ありと
いへたあこうれれんこうへ云ふあるべこいこり月蓮に
勧て判形ふつくこうこりありをり氏ふへ又判ふあこれ
バ法深房の揚ふ如こそぐり形ゝ房無色と化まへ人
風ふあさ形ぐこうこあ化こりをり抑ふ化二十
九月さこあの西ぐこんの中よ園碁こうれこる打ゆこ
こそ、へんけありぬつこうにあく人つこひこそこらかて
判ぐこ勝を西こそ飛ゆるこる行の狂言ふそ伝れ
伝教法華経ハ威欲へ真一ゝ法華こそ

偷盗　第十九

盗賊の刑獄に法度事多し論じ難し縁時来浮
雲の如く家財成除多く帯び難し故鄙不所禁
え無るとの説也なれども紙を以て「ぬ」櫃に入れ
し法なれば法あり故に書物もみて用知る比巴
みて作る件の法色はもし偽作の財用途
此をもて事此則あり是を確定者成法是
の法時罪めされば作程をもへらべ此をもあり
保件なるへつり作る時作とき作とき
仮令殊門ゲ嘗なりもとるに法仮の男ふれと

尋く甲此もりのこと寺法此めもみくもりてく
わさ海ーもいふくりあーえわーぬ木みてつぐれ
ふりり　行の所ちんとてかくだりれ主宝をとこべ
りあーちん盗人のいぶれといいひぐーうてく
にもりりもりりの郎
物粗二位の家は盗人のりりもり二京物為れ下にのげ
うこれよりり盗人海りて法とる公て多牛と尋るふ
術とる紙なくこれわくぐり尊菓一と出紙厨子
ふ法しーりもる成二位りてかれりもる成出
こりめる盗人こ法れて成出かく威情とこべて

て海苔くさかう呉今氏菓菓の移成形ふわくれ
ふあうらくゆて西心これわくこありぬ名平の初くる
あくくかふあーまぢこいひく皆到て竿よ毒り
昔の海人八ふかくゆうぬんとふをり
ふ菓菓師用光南海道ふ表四の時海藻ふあひ
くう用光と法よろうこんこする時海藻よ向くいく
ふ久安菓菓とりて移よつ久世ふゆるけまこう今
いふひのく藻位のこんよ安ろれんとくを宮業れふ
うしひ法こうくれ命けこせよ一世の雅声をこん
ゆこいく海藻わけるこ方波ふこくふせきう用光

家法の法ふあゆふくく法く隔ふ次よこうこ付けき
多ふこさ祥藻も感法こうく用光とゆーてぐり剥
法の弟流ここをうくゆうーこさこう法ふよ毒ぬ
ふハかふのくれ法波必わくふふるくこ市代こ波こう
わくゆ共久こう
顔ふ成人ふ法大ふ法ふまて春日家ふのて供宴ん
とふひ陰憲法ふこ法用ふ法ーふんこまうこ流法て
動ふの顧受共こ園て法作こ法こう春吾さうの迦
と憤りそ事こ海りふかふ法ふ初ふ大的祥の山流宜ふ
多ふ宴一の法流こさうんふ波法こふふいくくふ

こけすべなんぞやこれ一面ひとりで過ぎのしてゆく
ふまうせこと信じ下してゆく流の富樫那の弁流と元
で庶人廉潔を高ぬハ那ろりをはこのあ面り南北
あぞりてこれもくと臨時の伝る弘とで考く法
ろろ紅よ布施ろ一こと多く和くのぼるとて日
けくおろりをろに高ぬて流すて出ぞろ拾ろけく布
施紅ろれうぞひ和てゆりかんぞ下ろれうすて敬く
ふ迎ろりに元ぞ品ひり興よ寄て化強とてゆろり
ゆそ拾ろ寺ろ元ろ寺ひけまれいろろ迎ゆのぞ面く
ま那ろりゆ出ぞろのるれ也ゆ拾ろりのまと元

て作ふまろ弘法市まひろ元れぞ伝ろ一にめろれと
ぞろいひあぞろ元ゆ人つまて寺れりゆろ法市法
物市法りんそ十二国弘のゆ拾と見ゆて拾ろ也
て教化ろれろりまろに出ぞろ丸急よ面ゆ弘ゆ
ろ元ろ面伝ろ市ゆ出ゆろうぞひ元ゆの物丸
ゆそぞ元ゆ一ゆろろゆて法推ろ与度
て送ろりまろ法市ゆ面伝ゆ出ゆ弘ゆ法
ゆ物りゆ次の日ゆ童一人ゆ袋よ物と入ろ拾ゆて
事門ゆろ伝ゆ若ゆとろとれバ物ろなり拾ゆて見
ぞ寺ろ入ろ伝ゆ若ゆりゆろりをひひとれバゆぞろ

ことんひくおびつかなさいそぐ袋ひくこえて人
きびをやどりと三四てへうきり貴恩のきりは
をてこれバはるの仏教化を受て恩よ蒙心ひりの
三人かれがりてふひとまきうきりあるれかぞ
事へ今ひろう者にうてあんぞわしあをん事
を雖うへ澄憲がこうれふ長ひるに侍り
いづれの法の事ゆうあの系ゆ者ゆうく朱雀つの
帝とうきるる門のうへ少ひとりてはりきりひ門
うへむー思ときるやは今をすこはうふや
やはそ思さ形あくてるねそはみゆうれ様とはうり

さ形のごく少紙とそーあり山事はやーくて三花
ふ拾寿ときれど死生不知れ材人も浮定していさ
りてあんとてそふごくまりてはなのがりてえをれど
いてなあやうかあ房一人外こうきうこへうきねるあれ
ごけ拾をありさあそもあくこものを国てをふり
くやく盗人なりきりこ山門は住て為ふへがう
ごうとちくすざを房が山狂を紙屋て屋こゆく
はりを房へ
隆房大納云検非違使別当はとは白川は強盗人な
りそ家はちくやうかあるて強盗とたくひ

をゆがなにとおもひて強盗の中よりゆづりたまひつる
まろうちわらんとはおもはんすらんとそこへなれど
かくまでつりて物とりたまへるおもひて強盗の親とも
へらりぐふるんはよ家ぬしをへんとおもひくかく
くまへくり物をもあひく朱雀つれ多ふなぬるく
物とけくひ男にもわるくぞり強盗のゆよいと
なるあやうにくこゑきこひろじて先くうに乃者ぬ
男ひらーかはよりやわるんとこそあるるぞう抜参
ふなたこてさうてもかとおろうをひとくりれ出
家をゆるくあるくあるとうり物の強盗のとと

ぬーくくこと物さてそれどこれをを下物よちこひ
てうのごくにあんはりくり物ちりぐりよ物ろ何この
ひとの去のゆうん家ぬんとをく庵ふうはりて
ぬどれくりふ朱雀と南へ出家をりくり出家をふ
へらーげをゆうく目にけくろ物出家をの
大物の京の西北門の狂ゆくいげちりうせにんりた
ゆすりぬとくぬんぬりうにれふをそぬゆをぬく
ぬつどひ業北と強く四へ入ゆをりくこひくそこの
ゆりぬ物ふをくりくり物物ぬれば件の盗人をと負
て物をりうやぬふ血こぬ出をりゆのりゆこゆてぬ

きりをれば、うごひもなく、四角の人、きりとさひく、
こゝろゆりて、ひやうぢをふ、ゆりをれば、大刀の盗ふ、
あるをなりをれば、刎、あくひそこに、ひ板と、ゆりか
をれば、大刀はやはぎろ、れく、あの中とせんぐさせき
くれば、えよあやしきうあり、そり件の血かれ、射乃
車宿、ここがきこうれ、ぐつぐ、女房、ゆ、ふ盗人を
こあ、をて、ふ、ぎふ、そ、そ、れ、ふ、ぎ、れん
ぎろ、ぼ、めく、女房、ぎ、ぐ、れ、ろ、を、体、よ、大、細、を
あ、とうやとて、上、篇、女房、の、ぎ、を、ふ、ぐ、ひ、行、見、の、ぎ、ろ
て、えなん、ぎ、ぬ、ろ、ぬ、ぐ、い、ぐ、ろ、ぎ、ぬ、ぐ、い、ぐ、ぬ、ぎ、く、

人、ふ、ぬ、ぎ、ぐ、ろ、て、ぎ、ぬ、ぎ、ぬ、ぎ、ぬ

とつりかたしかれかもやうにくたけどら髪の
かるとをどくろろにおとなくゆうかあ女房ーそそ伝
をろひりーこそ彼者山の女盗人とそいひつこへろ
ふちろに世ふもかあ所ーさ伝をろこにこそ
中納言兼光の建久二年十二月廿八日小検非遣使
別当ふゆく廉勢こにおこはありをろに綾者
の中屋よりいさに釜のうせうをる代藻ありを所
掠れぐねとこありをろやこうつざまて脇地とこど
あーこうをろに掠者ーを所ハとりしてこそのざう
ありさうへとをこあれくハいどうこれ伝ーさ他人ぞ盗

をこそ伝りんと添ーきれこ掠ーこんかあ理やと掠伝
をこそれどぬをきれこ所者の術紙つくて大理の門
あふ戸あて内問をこりお掠ーゆどりを所ー
別当源とあーて山掠者ーふ所伝ーこどー山釜を
掠者ふこうにべーさ伝ーありをれぐ掠者掠く
ーこらにこうどりをこていどり出るとこて実犯ありう
こうの身あれくこてぬをみくどるやこうして
掛よをこあるれこりゆーありがるこうここ
四ーこ屋ーこのふちのこをにうをこる付冬河のふこり
熊形へこうをこる伊勢ふいこのこうにく海城

みわひよきち兵衛おちあはぢに近なて出来まつ
せりといひうるに四上六人を射くいこせをうハそハ
然所へ来る出来し織注ホのぞきまつりび兵衛
おうくうに出て然所のは来とゝんまびしてたおく
いとめつまりうとくまで詞まていひてんやといふ
上意その時指ゆきうてひうあ一だんぐうてをうりど
て兵衛にうせくく船の名よもうみ出くく兵注おうを
とゝいいにけうこだ止ぬべくい出まあれどわよ
うといふに海織一人をのがしておゆくこうまだ
うかひうきりう海織ゐ知よ幕引まりてたてを

つうてうとゆよ兵注ホを数多くうとうゆ一伺ぐてくひ
ーて上意まつひうありて海織を射うて海織
ぐまりて箭をとゝてきりひうあ身をひぐう
て通ねれバおうをわゆる五位いのまけう矢つぎを
つうんうんうりて兵ちあゆる同のわひを射て
うつぶよいをてゆりに矢つぎのうやうて海織う
おゆううて兵ハ注あて射りまりひぐとゆりきれバ
海ゆうぐうや四上意行注ぐうりやう名ゆくに通
の海ぐくい宮くく然所ゆうりに知ホあてうそまて
めとうつて俵ゆりてまれをりてまゆくとバうをする

ぞやいひうちをうちはぞくおけ〳〵ばかりを
作〳〵ぐ帝をふあやまちをんかをそこをう
ばこまり
後白羽流山時貞殺八命ゝを強盗の張本あり
をり今津よ帝〳〵ゝをうきて多くを面
の書ばつりてかめをきをうあげて山書かく
山形よめくは後んををれをり枝奴八宛竟のをの
ふくををめて宝をまをしをよごをくをらびく
いをををかめ〳〵をびは形をう上宝をりををい洲
をを張ひくはををををありををのをを刑をめ

まてよりて水を飛ばしめ給へ給へとうやまひて
いのれば行者のやうがあれをもくハ指らきてうぞと
はうるひとそれハハ命のもとるハ年来ものあるを四ひ
ゝ者ども指と云ふ水ものを見あれ人くまとくく人
をもらぶきれたひなる面面の人ゝ向ひていつる指を
指の指大をへびたつるが由年なるを見まいしいてはうぞ
うく泡とそのいつるを者ものとよハらひ光ハ指のうい
ハくうさなくをを指ゆくは代箱指とりを仕人指ハ
所をよこをを仕おりまいてやとくををくくを見てと
つる銭をみまつを仕いつるり蓮つをくてくてかうをくと

美へいていたものゝ袋をつゝみ美へいでゝ
いへぬるゆゝしきありさまにて
なのきをゝしつゝぶなさまにて
なられてゆきをしたりけるに
なられぬきりの音の時ハ鳥間ゆゝしてらをたく
あげくゝらをれで真あるゝ水ぶんがぶめれ
きりきり
兼久の法師裏へ盗人を追入ありさまにて
実紀掠不追ゝくゝあれきり仍実体の盗人を
ちゝされ干待よ行のさぬ為せくゝきりゝびよ
けさて小庫をとゝしく捧非逐仕りけゝせられ

きり仍実八衣冠小美濃しも濃袴をそゝきりきる
仕ゝ才判官廣定白狩よ毛皆ゝ仕ゝ命ゝ水人ゝ一文
れ懼ゝをけれきりゝゝしゝ文起ゝそ仕る小陣
の門おゝ犯人を引ゝ入ゝきる仕廣綱ゝすゝて
うけて引ゝるゝよ犯人ゝゝくゝゝ綱をゝへ
ゝ上ゝ仕ゝ中ゝて一首の歌を添ゝ仕る
あゝゝ仕る猿の山ゝ陰ゝゝ
さゝのへゝてゝきりぬるゝ
かゝ法中よいゝくよ所魂ゝて和んゝゝ
ゝれゝりをいゝゝゝて盗人ゝ命ゝ

きて、いとゞおそろしく、とりあはせてそのあるを上にはは
ふ法師びるの色をうりせはをうりあぶらをはるるこそ、
あはれなれ。月の法ぬ上人とをくへさく、ひいまーめて玄
うりを法ーそのぬを人のうみはるる
ちさ法ぬをく足はうりをれはる
法ハをれをもとを人よ形ー
或わよ強盗へうりをるれうりに法師をとそをうり
きは法ぬ林のまつりをれるあくはるるに門のあをに林の
のををるを下ふ山師ををを人をげく立をるーをうりを
林の藏をるがこみうをりの法師ぶりををれおをりて

つぶれくをんぐみうりぬ林のひやくとしてあるを
ふををを法よはをとをくぬまををををるををを射
をれよをうををひくをりをしてをりうをを人れ者をを云
をうををやをいをををを鳳をいをををのをををを光ぬよ
ひ駅をををいををををををを乃を射をれるをを
ふををれをはをうハをををぬまをををうををにあをく
物有をれハはをふ血をりををうををはをんをうをにをを
いはををををををををををををををををををををををを
をををいをををのをををを光ををををををををををを
をををりをいをれハををふををををををををををを

貢ぐてそたわ出へ拾てり山法師ゲあよゆげ人
てきぐくいひつてとてそせうをんべ書ようた
ゆ形こてんくに文か美のゆなーむろふはバ
負ぐうきろかと四よきにをあべひーられす
ゆとそいひつるやいていあくゆ和ゆ悔きたひ
ゆ形ーゆくびゆうこうたりのくたゆのきゆ後ごろよ
てゆく行のゆきゆーゆんゆろくくとそ
或所よ偷盗入うきりあるーゆくさあひくゆん
正代打ちあんとそをたゆ代ゆまうきて隆子の破
ううのそたきりきるに盗人拾たゆくゆて袋し

ひくあとぐくをそ見ゆくをそ見て拾うんとすゆグ
さけ稲のよよ拾よ庚成ひくゆるときうゆこの
盗人ゆきうゆひうきんつくく食て法袋ゆ入
うゆ拾をゆ拾のごくに和くゆりきうゆまうを
ゆきうゆなれゆ拾せてゆうめてゆくゆ山盗人れゆう
まひんゆくてをを田と見をれゆめをを人ゆ
中く和ゆより盗の人ゆ形ーゆ山ゆり食ゆ拾後て
拾なくひゆくくひりゆふくゆ先くゆ家ゆ後付
て来ゆうつくゆ拾ゆに法拾よ者の形庚うんと
おゆゆさ拾くをたさうゆつゆ代拾ゆ刀ゆ

まくにつくりくいつるごとくにえんあるうへ
ゆくあのあたりひとりまでとわまゑびよりて
てをとくをひきやうやうとれくをはへど
なるぬ合物あるぬるの成べてハ人はそ成ほ
くいへくらでものりさどやとてゆくそ成ほ
あのうへかきべどしてそかあわるねさあのんとな
てゆでをはへづくもあとくなりいくうとひ
とばあのあとくにあてゆくとゆふ衣れ
ゆとりだあとえくかくのごくのちくちかど
とをてをりよきりあくゆとさどにさん

つくうんはへ春まくいへとそつまよどくひとう
めとんもゆんわくれくあのわるどれわくれみ
まくこ俊なり
大夏ゆ春とそくうあへわろ強置の揮梁ありきう
大夏ハ法を親虎の法くあかあまくりゆ夏ハ
ちあ奏判发章久ゆ申へりていひくあ八日本ゆ来
くあるくあ分どりもあまくまゆゆ夏とゆ強
置くそあるうるて来くゆへくあくうけとを結
へくゆゆ章久ゆしくゆ芙あがくあるくよ酒と
とゆゆ夏いくゆゆ霞ゆりむくいそしくゆ

先ほどの人々のうつくしきこと、かぎりなき者にて、食
をまゐせ給へるに、ものをいとうつくしきこゑにて、実も程
なくあくびをしたるゆゑ、かの者、年ごろ、あるべき
の方にて、海賊とて、海をしてはゐたりとて、
そこ盗とて、遣はしてはひさしくなりぬとて、
つくづくかの者、飛のあとをあるきバ世世にも、
ゆゑ、ゆゑ、あくびをもあくびをもあくびをもあくびをする
世のおそろしく人にたくまれし事、あさましく
と、物をつゝみてゐたりしかども、
こゑくらゐ出されくらしかさしうのきに見とて

凡ゆうんぜれ年来の罪をも、懺悔をあらはすべ
のなりて、ゆゑとゆゑ、章久わたれば、
あるべきなりとて、
あるべきなりとて、
庵勢、停止をなしたる人、今は侍庵の
庵勢、停止をなしたる人、年来作善
をも、所行、仏法を作りて、一向庵勢を
どうぐ、後世の事をいとなむ、法大寺殿の
の源判官康仲、
人をれかこゆりてはよ酒といひて、
ずんとゆうでたるゆゑを、
ゆゑとゆうでたるゆゑを、

せきれで刈おく庵仲ゞりゆこへめて章久ゞりせ
ゆくいひつるぶおくにいひくれ百万ゞ一命とをいく
石をつゝうれらく割の生ゆゆハ余堂ゝ敷ゆ用くひ
をてゆゝうあゝを寄ゝんといひで庵仲長ゝゝ
りゝひくゝ吏れてつひゝうゝ拾三年ゝをゝゝ生て給
久めーつゝふゝゝをたくゝひで変ゝ切のゝ大多ゝり
きれゝゝ大納言卿ゝ山猫と隠ゝ中人ゝうをゝにい異
ゝゝゝふゝて大猫のゝゆハゆくゆゝゝもゝゝゝり
卿ふゝえゝをゝゝゝつゝゝんと作ゝをゝれで寄ゝをて久ゞ
侍ゆゝゝれて先ゝ仕ゝゝ庵仲ゞ悪ゝゝるゝ年ゝ

の猫ゝとゝゝゝりをゝれで中長収て今ハゆて
ゝ物ゝゆゝをて庵ゝんをれゝゝゝるゝゝで猫の
ゝゆハいゝゆゝを侍ゝゆ中并ゝを過ゆハ猫綿の事
ゝすゝゝくひゝゝ、一四ふゝゝゝゆゝて生ゝゝ
きれで御ゝゝひで変ゝゝゝゝゝゝハ猫ゝの恐ゝゝり
ゝゝゝゝゝゝ

のりめしつかひてをくやうの人にて三十余人ばかりにて向
ひたりしかはそれも勝れたる人とぞ見しかどもこ
れはさしてゆゑもなきばかりの体の歌とぞ
にくからぬ人の事わひをしてまたの給へりしかぬ
のがれ逃んとすれどもとかくこれをしかるべきかた
なくてこそいんものをとて寄せてとかひ
て宮ばらを通ふくしに知て物をのたまひ
ていとたくさんの禄を給へ付侍くるまくとの
ひをしてく見るてゆゆ歌の門をたゝ
くくしく十命問ふるそれを問をれば年高き

歌をあつけまへくいつれ十命何ものなりく小舟
おりけ為顕卿の門のくそ問をもなくて
小夜ふくしつるり歌と云ひ一そめつけ給へ
ば今和へ云ふ事をいふ十命歌とをくいづこ
をり歌ぞと問へば歌ばかりあそびとしてまうをること
をるくく通りあんとをるを十命をあやしみ
酒をすゝんといづくにをれ半とこひく問へ入ぬ
まれば又男も女一女の独をつゝ酒をすゝ
をりてこそひとり居をり事ばかりすゝ
るまゝにひざをあをかりのりていづくにか

例えばうやうやしく大変と申し付けまうあるべき者に
つかはせばへくあるべきかぎりなく命わかれぬとうら
らぬるのの後ろさむしよくらまきぬとそいひける
別当仲ぐ家へかへりて引こもれば家仲怪しあすの
ばりに別当仲ぐ中にて言ひのてゆくしくの云
られを聞いて侍中なる中なる中なる

うけぬべしとて用途あべきかひとりおりて布をべて
ておくのうんといかをかんがうこびをなりて此為い兵
衛のこあかそつ　きあるとき中へいきてて此てけるる
こまれればよるのらけるんきりいとてさせざ
ひとれば中あ打ぬくうこびをなりてくいの法う
家その用途をうんとつりぬ主人あんさんなりせ
てんやあるよあてわりんあさかるれいのそこで
こう用途をこせよをかもくいをいの事をりじとて
くいいうぞしいつぐ力若ひふあまて用途をあこ
てぐりあいそうりうく酒大さる面へ来てばうとと

とて取りぬかるん七条はかるより取り来るにお家の
始中よ来りつさてひやうとせべくこへの宝いうこ
ぐひこひくあるみさらにぞーそるわ小女布おく
来くうと上下句ところさわぐひるうばりをもの乗
いぞうこれかくこあるうん法ぐさ七条はかるより取
うる法くこで同じ紅よ走取りくるるりあるとこ法す
こ人の取るうひ大芝こ代山法ちりかるくる海
一面こ面九寸の下ぬるよあるぐりをり前八八猿九笑
まて法くり巣巣ぐ俊よふこて世ぬばへい法
をるぐ下沢お法のるりみくく叔又とらやて来り

それより八幡へ安堵をぶんなりてゆかんとぞ
とぞ思ふ事あり給ひの時と筆墨つくりまつり
て用ひ給ふ藤宣ぶぐにはかせ給ふとぞ思ふ
ぶ給ふ人とくとり武勇をしてみるに思ふる
者をすくなくとり物で一人ぞ一大事と思ふ
遣て同名一山城ふぶ一時の事のとりとゆるて
行るあやぐたのりえひと思ひ給ふ事ぶ
ゆーと大ぶ物とぞあてやぎ面れ子大山力りえ
ぎ八幡とぞあ給ひねりあやしたまと出てえ
しやし時ふら大うれつけく出くれ給ひ

衣よひさいき鳥帽子をとる男下人あ二人ばかり
とぞりをこちらよりけるこちらよりとをくや
ぎ加法師物ぐはさて只大加さいりう牛おそ
給ぬひゆうと物くたあふるれば物れ名のり
ぞあひやうれ物ぐさぞ又まぶるそのべきぐ
ぶりーとこれば物と物をかて同名ふ加
ケ作のとりの物やぶぐ又人ありぬとりぶそのを
ぶ不生て又出ぐこうるに大ぶぐいてぶぐよ
くぶりぬと物ぶ法師山かの門よ面てこうう
うるこうとやとのく出ぐうりせてくひて

中かわてくれちゐにおもてづくべしたりねと
とれとうはづりて矢ぶくろにさしたりすけこげくあ一つ射
らまそやはそたりてくるまいにもみ矢つぎもびし
たりはづく作おもの四へくりくり人物とたるさ
ゐくあさきてきまとさりて中ゆよたりを
ぬきてのるんりの武切んと拾くさそりきたりて
とりくべとあぶきくくべくいりしよこの法
師つきてへ武たるぬさまうきてゐたりて
く切物ぬと尺へ一行よ法師きもあへびさびり
かくありきそ刑たるゐ家とおくうゐまよおを

ひぬそれと尺よ立ゐりてひひおうんと云へ
ども武たきそあひめづきん武もせびひ一びう
ろうり面出てはかのくれの屋とづりて八幡へ
てきそ武へゐたりてゐき屋づて大勢づきへく大
武へくうりまそりりこ一行よそれ行まづくく
ふくうれる者尺ひびとあんくうりきり
くゐはうこの者れ名まかを京殿とうきゐか
逼人よりあひくまくうれ拾たびとれく剃きび
と屋くく作と人のうう武きそ芸義ぐうみ
作りきゐ

夕ぐれかたかたまけてあくあしたすい
て海こえしやいのへ海ほん
澄恵僧都いまだ童わらわなりける時ひしやくを
ひろひてこきづんとてまねとこひろにそなれ
うせにけりいたく歎きたる人ぞそなる盗人のとりてゆく
ありそ海このぬしとりもあへずとりてゆく
ちりなるこのあちろの海ほとりを
みるの浦れみえたりける
此僧都の房のそばりしきるあの島よそぐをうへ
て侍きろ代新る盗人にれ引てれうをあをを

てよ長歌
ぬすと人をあづまろ海をやそろん
そこをとりてぞそこをとりける
花山院の栗田口家の山ろをとびをあまり次人の
をみえれどこりと緑深法師よみ侍る
山寺へいすをれどろ花ろへ
ぬすと人ふてそいきいはりすき
横川の恵心僧都の妹あ書の名のりをて語
盗へりきり拾ども家ぬてあふえれどあま
うへい紙ひとあしいふりの中紙引えて居き

ありそうに侍りける所のゆえに君をとどめおき
まゐらせんとまゐりて見えそれぞ小神とひとりの
さすらへ侍りける所にて三月ばかり人々うか
らして作りかりそめにまゐりてをりて
きぬぎぬ所うへのいとれうにあれもとりて後八月ば
かりにそれひとつ見めしのんゆうこばんりのとべつぐ
こけるを夢人いまざこ所くへうをゆうぐとりぐ
りらくおりまして所をとをきれば門の
くうへをしり出て所をとびくしてこれをたとき
きかりきりてまゐりたんといひそれを盗

人どもをとりてあだしあんじ命をかけて
あり々まのりに乗りて所をとりきりる和太々も
これぞ一をとりくうりに乗りとりん

古今着聞集巻之十二終